

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 3月号 (No.112)

2013年3月19日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

3月に入り、卒園式や新年度の準備、決算にむけて等々、法人も各施設でも忙しい時期ですね。保育をめぐる情勢も、慌ただしく動き始めようとしています。規制改革会議では、保育サービスの規制緩和を最優先案件にあげ、全国知事会は地方分権改革推進委員会へ、保育所に対する義務付け・枠づけを見直して設置基準の緩和をと要望しています。また、政府は子ども・子育て会議を4月から開始する一方で幼児教育の無償化に向けて協議会の設置をうちだしました。



しかしこれらの動きは、保育現場や保護者の願いに応えるものではないことを、声を大にして訴えていく必要があるのではないのでしょうか。保育士の配置基準の引き下げはもってのほか、保育所での事故が増えている状況で面積基準の切り下げも大問題です。各地で保育所に入りたくても入れない保護者が声をあげ始めていますが、入れさえすればいいわけではなく、安心して子どもを預けられる認可保育所への入所を希望しています。保育士確保に頭を悩ませている園・法人も多く、規制緩和よりも抜本的な予算の拡充による認可保育所の増設こそ、子どもや保護者の現実にとえるものです。

地域の子どもたちの育ちに責任を持つ福祉施設・保育所として、このような動きに目を光らせ声をあげていきたいですね。

保育をめぐる情勢 ●保育条件の規制緩和を狙う動き、次々

安倍内閣のもとで、規制緩和・地方分権改革の流れが再び動きだしつつあり、保育分野での影響も懸念されます（別紙、資料参照）。

<規制改革会議>

規制改革会議（内閣府の審議会）が、1月23日に設置されました。第2回会合（2/26）では、6月までに成果を上げることがめざし、最優先案件から改革に着手するとしています。最優先案件4件のうち、2件目に保育サービスの規制緩和があげられました。具体的には、①認可保育所の保育士の配置基準緩和②株式会社やNPOなど多様な事業体の認可保育所への参入、の2点があがっています。

<全国知事会地方分権推進特別委員会>

全国知事会の地方分権推進委員会では、義務付け・枠づけの見直しにむけて、保育所についても見直しを求めています。具体的には、保育所設置基準を参酌基準にすることを求め、面積基準の参酌基準化や特区での民間保育所の3歳未満児への給食の外部搬入容認等を求めています。

●面積基準の特例対象地域 拡大～35自治体から39自治体へ

通常「従うべき基準」とされるべき保育所の面積基準を「標準」として自治体の判断で引下げできる特例の対象自治体が、35自治体から39自治体に拡大します。新たに追加されたのは、渋谷区・武蔵野市・小金井市・朝霞市です。

●国庫補助を積極的に活用し、 保育所の増設・改善を！

保育所の増設・改善にむけては、2013年度末まで延長された安心こども基金の他、2012年度補正予算に計上された「地域の元気臨時交付金」が活用できます（詳細は同封の全保連ニュース0号を参照）。特に、「地域の元気臨時交付金」は、公立保育所にも活用できることがわかりました。

これらを積極的に活用し、認可保育所の増設・整備を行うよう、各自治体に働きかけを強めましょう。

●処遇改善臨時特例事業、厚 労省より自治体へ通知だす

2月25日付で、保育士等処遇改善臨時特例事業について、通知が出されました。通知の他、事業単価・Q&A等の資料を同封しました。ご覧ください。

●子ども・子育て会議 ～詳細はいまだ不明！

4月からの開始に向けて着々と準備が進められているようですが、具体的な日程や構成メンバーは明らかにされていません。しかし、(H25)年度の内閣府予算には、会議の経費として約3400万円の他、子ども・子育て関連3法の啓発推進経費約1億円、新制度の電子システムの構築等の経費約6800万円が計上され、施行までのスケジュールは自治体も含めてびっしり組まれています。果たしてスケジュール通りに各自治体の体制や事業計画が進められるのか、自治体との懇談の中で状況を把握していく必要があります(2月18日開催の自治体向け説明会で配布された資料(抜粋)を同封。全資料は、内閣府ホームページに掲載)。

国会要請行動(3/8) 保護者・職員146名参加

2013年3月8日に、よりよい保育を！実行委員会の主催で国会要請行動が行われ、全国から146名が参加しました。午前には活動報告を行い、午後は省庁懇談と国会議員への要請を並行して行いました。

活動報告では、待機児問題や公立保育所の民営化問題への取り組み等が発言されました。待機児問題については、東京都杉並区での保育所に入れなかった保護者による区への集団行政不服申し立てのとりくみが報告されました。取り組みを呼びかけた杉並区の保護者は、保育所が足りない状況のもとで保護者同士が競争関係にされているが、一緒に認可保育所作れの声をあげる中で共同の関係に変わったこと、

保育園や保育連絡会の支援が重要、と報告しました。

新日本婦人の会では3月6日に官邸前で、認可保育所増設をもとめて宣伝行動を行いました。深刻な待機児童問題



↑積み上げた署名を背に発言する参加者

を抱えているにも関わらず、東京都政の保育施策は小規模保育所や認証保育所等に限られ、認可保育所を増やすという姿勢になっていません。都政を変えるために都内各地から声をあげていきたい、と発言がありました。

午後は、衆参の厚生労働・文部科学委員会を中心に約300名の国会議員に要請し、今回は25名の議員から紹介議員の承諾をいただきました(自民2・民主2・共産13・社民3・みどり1・大地1・無所属3)。

省庁等の懇談では、内閣府・総務庁との懇談のほか、全国知事会・全国市長会に要請を行いました。内閣府懇談では、新制度の具体的な内容について検討状況を尋ねましたが、具体的な内容については子ども・子育て会議での検討待ちとのことでした。工程どおりに各自治体の準備は可能かという質問には「やってもらわないと困る」との回答でしたが、各自治体が2015年施行までに準備できるか不明です。今後、この点についても、各自治体と懇談していく必要があります。

宮城県ももの木保育園保護者会の代表派遣で参加した保護者は「保育園では保護者も一緒になり署名活動に取り組んできました。子どもたちへのびのびと過ごせる保育園を保障したいから保育士の処遇や保育環境・基準を改善してほしい！」と議員に訴えました。一緒に参加した保育士は「何人かの議員をまわって話すなかで、保護者の方が積極的に子どものことや親としての思いを話してくださり、とても勇気づけられた」と感想を語っていました。

まとめの集会では、今後、自治体への要請・懇談を中心に地方議会への要請や地元選出国會議員への要請を強めていくことが、提起されました。各地域・園で、保育者はもとより保護者もまきこみながら、



さらに署名をひろげ身近な自治体や地方議会に要請・懇談を行っていきましょう。

被災地訪問

震災後2年…

復興への道は遠く

2013年2月20～23日、全保連事務局・経営懇事務局にて東日本大震災の被災地を訪問し、間もなく2年がたとうしている被災地の現状についてお聞きしました。20・21日は福島県（郡山市・福島市）、22・23日宮城県（女川市・石巻市・亘理町）を訪問しました（以下、聞き取りをもとに、事務局がまとめました）。

●郡山市・富岡町立とみたさくら保育施設



とみたさくら保育施設は、福島県富岡町の避難先の一つである郡山市の、仮設住宅集会所に開設されている

保育所です。富岡町は、福島第一原発がある双葉町・大熊町のすぐ南に位置し、原発事故により全町避難を余儀なくされ、現在郡山市をはじめ近隣の市町村に分散し避難生活を続けています。その中で、子どもをもつ住民から保育所を再開してほしいという要望があり、郡山市・三春町・大玉村の3か所で、富岡町が保育を実施しています。その1か所とみたさくら保育施設にて、伊東所長からお話を聞きました。

*富岡町では、震災の翌日、早朝に避難指示が出され、そのまま戻れずに現在に至っています。子どもの名簿を持ち出すこともできず、安否確認に10日以上かかりました。保育所の職員は、非正規含めて約40名ほどいましたが、避難後、会えないままの人もいます。職員は、自治体職員として、避難所の運営や4か所に分散している役場での業務にあたっています。保護者の要望を受けて保育施設を開設することになり、とみたさくら保育施設では4名の職員が再

び保育を行うために集まりました。現在、正規職員3名・嘱託職員3名・パート1名の体制です。

とみたさくら保育施設は、2011年7月に開設されました。子ども20人からスタートし、2月現在ゼロ～3歳児までの12名が在籍しています。当初は5歳児まで受け入れましたが、集会所の一部屋しかなく、郡山市も放射線量が高かったので外に出られる状況ではないため、現在は3歳児までの受入としました。

今後の課題は、いつまでここで続けるのか先が見えないということです。本来であれば、年齢で区切れるような施設で、発達に応じた環境の整備が必ですが、仮設住宅の集会所では限界があります。5年後には避難勧告が解除され元の場所に戻ることが可能とされていますが、ライフラインの復旧や学校・病院の整備が進まなければ戻りたくても戻れないのではないかと、ましてや子育て世帯が戻るのかと考えると、保育園の今後も見えないといわざるをえません。伊東所長に、「復興はすすんでいますか」と尋ねると、「復興どころではない、まったく先がみえません」と一言。国に対して何か要望は？という問いには、「復興事業の一つとして、避難先での保育施設整備を補助してほしい。集会所に間借りではなく、独立した園舎がほしい」という答えが返ってきました。

●郡山市・希望ヶ丘保育所

（福）郡山市社会福祉協議会・希望ヶ丘保育所では、所長の小林さんからお話を聞きました。

*震災では、天井や壁等、建物の一部に損傷がありま



大きな被害はありませんでした。その後の原発の爆発による放射能汚染への対応が大きな問題となって

います。公立保育所の除染は 2011 年 4・5 月に終了しましたが、民間保育所の除染はなかなか進まず、保護者が市に嘆願書を出すなどして、やっと表土除去が始まりました。市に要望しても、「民間だから」となかなか手当がされない傾向がその後も続いています。

しかし、行政が動くのをただ待っているだけでは子どもを守れないとの思いから、小林所長は、園長会等でも率先して発言をするように努めているといます。「子どもの 1 年は大人の 1 年とは違う、子どもたちの日々の生活の重みを感じ、少しでも外で思い切り遊べるように、自由に好きなことを探して遊べるように、行政に発言することが所長としての責務である」と、強調していました。

放射能汚染のため外に出られない日々が続き、子どもたちの体力低下が進んでいます。その中で、体力低下を防ぐため、室内遊びの工夫など研修を行ったり、放射線量が低い地域に出かけて外で遊ぶ機会をつくったり、様々な工夫を続けています。残念ながら、放射能との戦いが日々のあたりまえのこととなってしまいましたが、楽しく過ごせるような保育の工夫は続けているといます。小林所長は「国や自治体は、そういった園や個人の努力に任せっきりにせず、近場に安心して遊べるような屋内遊び場を整備するなど、子どもの成長・発達を保障するためにきちんとお金をかけるべき」と、きっぱり話されました。

●福島復興共同センター・放射線対策子どもチーム

福島県労連を中心に組織されている復興共同センター内に、子育て中のお母さんが集まって放射線対策子どもチームが結成されています。これまで、国・県に対する署名活動や県との交渉等を行ってきました。子どもチーム事務局の佐藤晃子さんからお話をききました。



*この間、遊び場の確保が緊急性の高い課題となっています。身近な場所に安心して遊べる場所を増や

したいのですが、面的な除染が進んでいないこともあり難しい状況です。遊び場の確保と除染はセットの課題といえます。除染の状況は、県内でも自治体ごとにバラバラで、国が責任を持っていないため自治体任せになっています。また、保育所・幼稚園・学校の除染は終わっていますが、入っていない子どもや 3 歳未満の子ども遊び場がないのも問題です。



現状としては、高速道路で県外に遊びに行ったり体験事業・保養プログラム等を利用して屋外で遊んだりする他、市内にいくつかある屋内遊び場につれていくなどで対応しています。たまに沢山遊べることの意味は大きいのですがあくまでイベントであり日々の生活ではありません。できれば、住んでいる場所で日々少しずつでも自由に遊べるように身近な場所の除染をすすめてほしい、という思いをもっています。

子どもチームとしては、避難した人・避難せずとどまっている人どちらの選択も尊重しながら、原発事故子ども・被災者支援法(2012 年 6 月成立)を具体化させるとりくみや孤立しがちなお母さんたちのつながりづくりなどをすすめていきます。

●宮城県女川町

女川町では、女川町健康福祉課福祉係の小山さんからお話をうかがいました。

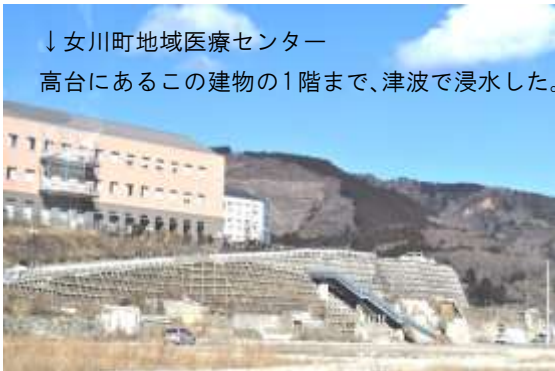


*震災時、4 か所

あった保育所のうち 2 か所が被災しました。現在 2 か所で保育を実施しています。小学校は 3 校でしたが震災後は 1 か所に 3 校が集まっています。そのため

学童保育で使える空き教室がなく、当初は小学校の廊下で保育を行っていましたが、2012年4月からトレーラーハウスに移り、2013年4月から空き教室に移れる予定です。

沿岸部の津波による被害が大きかったため、その後の住宅地の整備もままならず人口流出傾向が続いていますが、人口流出をくい止め自治体を存続させていくためにも、子育て支援センター等で子育て世代が集まる場づくりをすすめています。



↓女川町地域医療センター
高台にあるこの建物の1階まで、津波で浸水した。

●宮城県石巻市

石巻市では、公立保育園の職員さん、遊び場支援を行う NPO 法人の代表の方、民間保育園の園長さんに集まっていただき、震災後2年を迎える今、それぞれの分野の現状や課題について語り合いました（会場：なかよし保育園）。

被災した公立保育所は、児童館や他の保育所に間借りしながら保育を行っています。給食室の設置ができずいまだに業者の弁当で対応している園があるなど、困難な状況の中でも保育を続けてきました。一方、被災しなかった地域に人口が集中し、保育所の整備が追いついていない現状もあるといます。

*現在の課題の一つは子どもたちの心のケアと保護者支援の問題です。子どもたちが見せる様々な姿を保護者に伝えたいと思いつつも保護者自身の生活や仕事が不安定だったりストレスを抱えていたりする状況のもとでは受け止めきれない場合が少なくありません。保護者が元気になるないと子どもたちも元気になるれない、そんな思いから保護者の思いに寄り添い暖かく見守ることが必要だと感じています。

NPO 法人「虹色クレヨン」は、震災直後から避難所や仮設住宅で子どもたちの遊び場支援を続けて

います。代表の柴田さんは、ご自身が避難所生活を送る中で、避難所に子どものスペースを確保し遊びを提供したことを契機に NPO 法人を立ち上げ、活動を継続させてきました。

*震災後、保護者が子どものことを見る余裕もない生活を余儀なくされ、保護者自身もいっぱいいっぱいになっています。その中で子どもたちが問題行動を起こしていくわけですが、低年齢の子どもたちは、比較的落ち着くのが早かったように感じています。保育園までは、一定ていねいに子どもの様子等が把握されていたものが、小学校に入ってしまうとなかなかていねいにフォローされず、居場所を持たずにさまざま子どもたちが増えているのではないのでしょうか。行政が動かないので最低でも10年は継続して支援活動を続けたいと思いますが、公的な援助もなく厳しい状況が続いています。

なかよし保育園園長の大橋さんからは、やはり子どもの心のケアの問題が出されました。

*震災当時のストレスを問題行動等で早めに表に出せる場合はいいのですが、小学校での心のケアをする条件整備ができるのか、課題です。また、震災後の生活や将来への不安が解消されない中で、妊娠・出産の低年齢化やシングル世帯の増加傾向があり、家族まかせにしないように、地域・自治体でケアの体制・計画を見通していく必要があると思っています。

●宮城県亶理町

宮城県南部の太平洋に面した亶理町。海岸線に面した地形は平地で高台もないため、津波被害により約300の方が亡くなりました（人口約35000人）。現在町内に約1000戸の仮設住宅を設置し、人口は一時的に減少したものの再び戻りつつあります。亶理町福祉課子ども家庭班の方からお話を聞きました。

*保育所は、保護者からの要望があり震災直後の4月から再開しました。町から子どもがいなくなるのは困る、という思いから早めに対策をとり、被災した保育所それぞれの施設ごとに子どもをバラバラにしたリ職員を移動させたりせずに、継続的に対応しました。また、保育所に入所していない子どもや保護者への

支援が必要との思いから、2012年8月には子育て支援センターを再開しました。震災後は避難所で子どもの居場所づくりをしたり、仮設住宅の集会所を借りて子育て支援の活動等を行ってきました。2年たち、それぞれの家庭環境のなかで我慢してきた問題等が表面化しつつあり、保健師や相談員を配置し対応していくことを検討しています。見えているのは氷山の一角にすぎず、どれだけ把握していけるのが今後の課題です。

日ごろから担当課として現場の状況をていねいに把握するよう努めてきたことで、迅速な保育所の再開や施設ごとの対応が可能になりました。毎月、所長会議・主任会議をそれぞれ行い、福祉課の課長や職員も参加し、現場の声を聞くなど関係づくりの努力を継続してきたことが大きかったように思います。

●訪問を終えて

*復興を自治体まかせにさせてはいけない

各地でお話をお聞きし、自治体・地域ごとに規模や被災状況が違う中で、今後の課題とその克服の方法は様々であることをあらためて感じました。しかし違いはあるとしても、復興への課題解決を自治体まかせにさせてはいけないと思うのです。緊急の対策としてやるべきことはやりつつ、国にむけて要求していくことが、やはり大切です。そのためにも、各地域で、公立・民間の枠を超え、さらに保育園だけでなく地域の子どもに関わる方たちともつながりあい、それぞれの状況を交流し合うことが必要ではないでしょうか。交流の中から、現状を共有し合い、自分たちでできること・国や自治体に要求していくこと等を一つ一つ明らかにすることができるのではないか、と思います。

*子ども・保護者のケア

子どもたちをめぐっては、子どもたちの心のケアと保護者の状況把握や支援が重要です。津波被害の大きかった地域でのケアと、原発事故による放射能汚染が問題となっている地域でのケアや支援は、それぞれ個別の対策が必要ですが、どちらにしても、孤独にならずつながりあうことが大事ではないでし

ようか。その中から、なかなか表にでにくい地域の子どもたちの状況や抱える問題が共有化され、その後のとりくみにつながるのではないのでしょうか。

*「それぞれの持ち場で奮闘すべし」

今後どのような支援が必要か、との問いに、福島復興共同センター子どもチームの佐藤さんは、次のように話していました。

「震災前からもともと政策的に弱かった分野や問題だったことが震災を契機にさらに悪化し深刻化している現状があります。物資や財政的な支援もありがたいのですが、全国各地でそれぞれの分野で、誰もが安心して暮らせる社会をめざして一つ一つ改善させていくことが、遠回りにみえても支援だと思います。各地に招かれ報告するたびに、それぞれの持ち場で奮闘しよう、と話しています。」

保育条件をよくしていくこと、地域の子どもが育つ環境を改善すること、子どもたちの居場所をつくること、安心して預けられる認可保育所を増やすこと、原発のこと、憲法のこと…それぞれがそれぞれの課題にとりくむことで、被災していない地域も被災地も一緒に、安心して暮らせる社会に近づける努力を続けていかなければ、と思います。それぞれの持ち場で奮闘しつつ、被災地の現状や復興にむけた動きにも目を光らせ、怒るべきところは怒り声をあげ、できることからやっていきましょう。

(文責：事務局)



女川町子育て支援センターにて

第3回 主な改正点 その2

3 計算書類の簡素化

イ：現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更をします。

計算書類と財務諸表の違いはなんでしょう？

「計算書類」とは、会社の利益を算出し確定するために作成される書類です。

「財務諸表」とは、利害関係者に対して一定期間の経営成績や財務状態を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類で、一般的に決算書と呼ばれます。

計算書類は公開を前提とする書類ではありません。今までも行政に決算関係の書類は提出していましたが、今回の改正で「財務諸表」となったことで利害関係者に公開する前提の書類となりました。

ロ：財務諸表の内訳 イ・ロ・ハを財務諸表と
いいます。ただしニ・ホも作成が必要です。

イ 資金収支計算書

ロ 事業活動計算書（従来は事業活動収支計算書）

ハ 貸借対照表

ニ 附属明細書（新設）

* 貸借対照表等の変動額や内容を補足する書類財務諸表を補完する役割を持つ。

ホ 財産目録

4 その他の主な変更点

①基本金・国庫補助金等特別積立金の取り扱い

イ 1号基本金及び国庫補助金等特別積立金における「固定資産に限る」を削除する。

今までは、固定資産に限って適用されて

いましたが、今回の改正で固定資産以外（消耗品・器具什器）にも適用されることになりました。例えば、新園を開設する場合に購入する10万円未満の初期調度品物品等も対象とすることとなりました。

従って、10万円未満の初度設備の国庫補助金は特別積立金に積立てた年度に全額取り崩しを行うこととなりました。（何か変ですよね）

ロ 4号基本金を削除する。基本金とは社会福祉法人が事業活動を継続するために受け取った寄付金に限定した。4号基本金は1号から3号が寄付金であるにも関わらず4号のみが今までの収支差額の積み立てであるため、その性格の違いから基本金から削除され収支差額に参入されることとなりました。

ハ 国庫補助金等特別積立金の積立対象に設備資金借入金元金償還補助金を追加する。補助金の性格から積立対象となりました。

参照 従来の規定

一号基本金 法人の設立・施設の創設。増築等のたてに基本財産等を取引（固定資産に限る）すべきものとして指定された寄付金の額

二号基本金 前号の資産の取得のための借入金償還のために指定された寄付金の額

三号基本金 施設の創設及び増築のために保持すべき運転資金として収受した寄付金の額

四号基本金 定款の規定により当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する運用財産を基本財産に組み入れた場合のその額

②～⑤は、次号に掲載します。

各地域の活動

●保護者の運動と保育園の役割～東京・杉並区

2月22日、東京都杉並区で、保育所入所の不承諾通知を受け取った保護者が、集団で杉並区長に対し異議申し立てを行いました。この行動が、地元東京新聞をはじめマスコミに大きく取り上げられたことをきっかけに、渋谷区・大田区等、他の地域でも入所できなかった保護者が声をあげ始めました。

この間杉並区では、荻窪北保育園での交流会（これから保育園に入る保護者の交流）や杉保連（杉並保育問題連絡協議会）の「保育室を認可保育所に」署名の活動等が取り組まれてきました。そこに参加した保護者のうち、有志が会を立ち上げ、集会や異議申し立てを行いました。（全保連ニュース1号）。

保護者がつながるきっかけを作り、保護者の運動を支えた荻窪北保育園園長・堤崎さんの報告です。

◆保護者たちをつなげたい！ ～保育園をふやし隊@杉並の活動と社会福祉法人の役割

東京・（福）和光会・荻窪北保育園 堤崎栄造
連日のように、新聞、テレビ報道で保育園の待機児問題が取り上げられ、社会問題として大きくクローズアップされてほぼ1か月。杉並のママたちの運動が大きな役割を果たしたことは間違いありません。

今回の運動の特徴は、①深刻な“保活問題”＝ややもすると椅子取りゲームになりかねない問題を、椅子そのものを増やさない限り真の解決にはならないという本質に迫った問題にさせたことにあります。②また、実際に保育園を回って実態を目の当たりにしたママ達が、待機児解消のためだからと言って、どんな保育園でも入れればよいということではなく、認可保育園を増やしてほしいと明確に言い切っていることです。③そして、この運動の高まりが、杉並区が緊急対策を打ち出さざるを得ないところまで追い込んでいることです。

私自身、この間、足立区での保護者による保育所つくってネットワークの立ち上げや、そこに関わる園長さんの話を聞く中で、切実な要求をもつ保護者同士をつなげていけたら、考えていました。園でも、一時預かりを利用した保護者や在園中で第2子の育休中の方などから、保育園に入れるかという不安や悩みが出され、その思いを受けて、月に1回程度保育園で交流できる機会を作ってきました。そこに集まった保護者たちが、今回「保育園をふやし隊@杉並」の中心になって輪を飛躍的に広げ目覚ましい活動をくりひろげてくれたことは、とてもうれしく励まされる出来事でした。

社会福祉法人（とりわけ経営懇参加法人）が、果たす役割は大きいものがあると思います。地域の子ども・保護者の要求を受けとめつないでいくこと、認可保育園をつくる立場に立ちスマート保育等の小規模保育の基準づくり・基準改善をすすめながら緊急対策に取り組むことが、ここまで盛り上がった保育園増やせの運動を、確かな公的保育拡充に結びつけることになると確信するものです。

●処遇改善特例事業の緊急検討会～福岡経営懇

福岡経営懇では、保育士等処遇改善臨時特例事業の内容をふまえ、各法人でどのように配分するのかを検討する臨時の会を、緊急に開催することとしました。
3月29日（金）14時～16時、福岡保育センターにて行います。

◆◆◆同封の資料～ご確認ください～◆◆◆

- ①規制改革会議・地方分権推進特別委員会資料
- ②全保連ニュース0号・1号
- ③2/15自治体説明会資料（資料1工程表）
- ④2/15自治体説明会資料（資料2 地方自治体と国における今後の作業等について）
- ⑤保育士等処遇改善臨時特別交付金資料
- ⑥新聞記事